

荏田南自治会館 運営委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、規約第2条に基づき定める。

(運営委員会)

第2条 自治会館運営委員会(以下「委員会」という)の構成は、次のとおりとする。

- (1) 荏田南四丁目自治会会長および荏田南五丁目自治会会長
- (2) 荏田南四丁目自治会会長または荏田南五丁目自治会会長が推薦する者

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置き、その任免は委員会で合議し決定する。

- (1) 委員長1名、副委員長1名以上、総務・会計・書記2名以上
- (2) 監事(会計監査) 1名以上
- (3) 相談役 若干名
- (4) 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げないこととする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、総会(年1回)および委員長が必要に応じ招集する。

- (1) 会議の議長は委員長とする。
- (2) 総会は、会計決算を含む年間活動報告、会計予算を含む年間活動方針等を審議する。
- (3) 議決は会議出席者の過半数によって決するものとし、賛否同数の場合は議長が決する。

(守秘義務)

第5条 委員会の構成員は、業務上知りえた個人情報了他に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この細則の改廃は、委員会の議決により決定する。

(付則)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

改定

令和6年5月19日

第2条(1)(2)(3)(4)、第3条(1)(2)